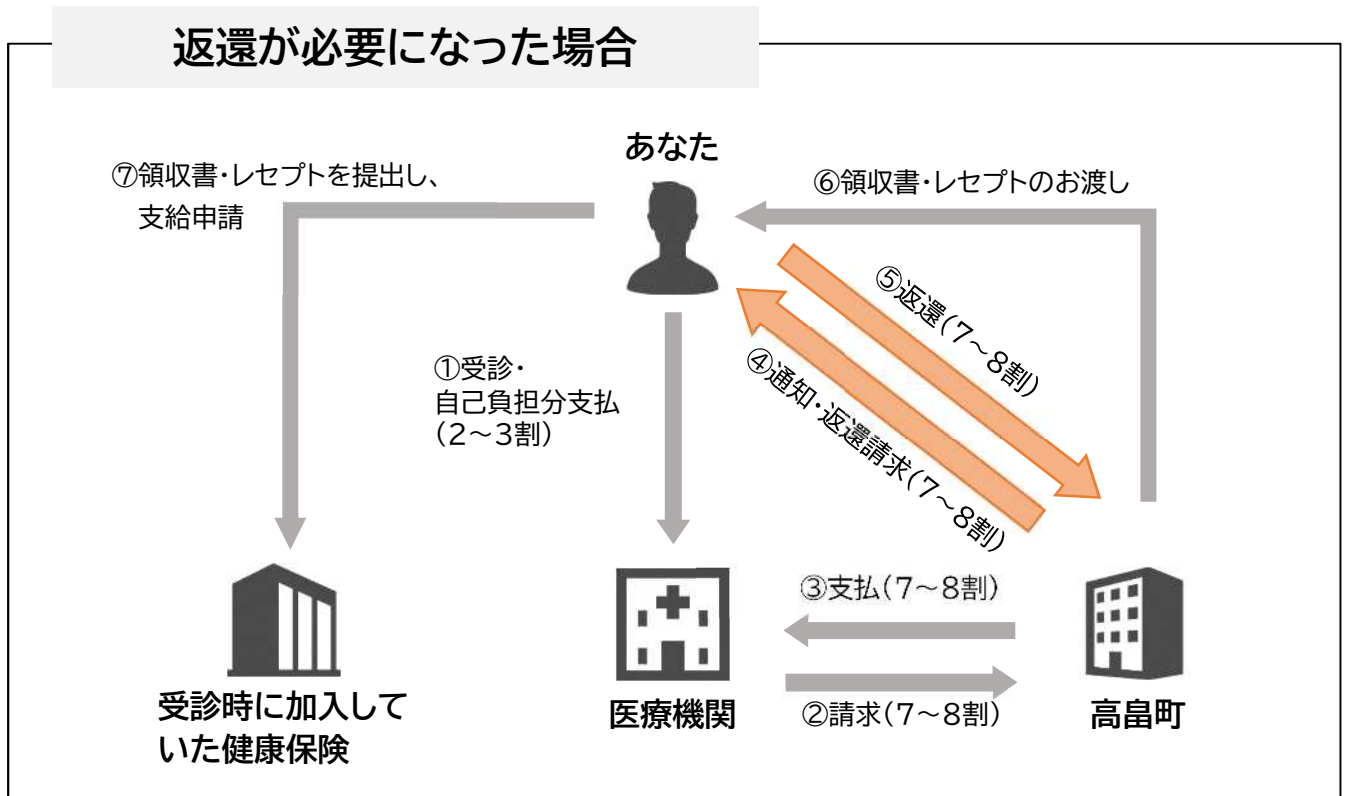


国民健康保険資格喪失後の受診による医療費の返還について

高畠町国民健康保険（以下、国保）以外の健康保険等に参加すると、その保険の資格を取得した日から国保の保険証は使用できなくなります。保険切り替え後に受診した医療機関等で国保の保険証を使用すると、高畠町に医療費の返還をお願いする場合があります。



該当となった人には、高畠町町民課から通知を送付します。通知は、国保の資格喪失手続きから数か月後にお送りしますが、医療機関からの請求時期等により遅れる場合があります。

◆保険証は正しく使いましょう!

医療費の返還金額は 7～8 割となるため、さかのぼる期間や療養の内容によっては高額になることもあります。他の保険に加入した場合は、すみやかに国保の喪失手続きをし、保険証を返却してください。

受診中の医療機関等がある場合は、必ず新しい保険証を提示してください。新しい保険証の交付までに時間がかかる場合は、医療機関等に保険の切り替え中であることを伝えて受診してください。

問合せ

高畠町 町民課 医療給付係 ☎0238-52-1327 (直通)